

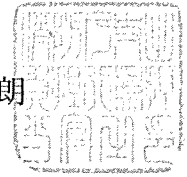
入札公告

次のとおり競争入札に付します。

令和元年5月24日

支出負担行為担当官

消防庁総務課長 澤田 史朗



1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 先進技術を活用した石油コンビナート災害対応支援に関する調査・検討業務
- (2) 概要 近年、事業所、消防機関ともにベテラン職員の引退などにより、現場対応力や危険予測能力をはじめとした石油コンビナート災害に対する災害対応能力の低下が懸念されていることから、消防庁では、産業保安分野でも積極的に研究され、導入され始めているIoT技術、AI技術等の先進技術を石油コンビナートにおける災害対応へ活用することを検討することとしている。本業務は、上記の支援ツール等のニーズ調査・分析及びその具体的な活用方法を検討するとともに、消防庁が開催する検討会の支援全般を行うことを目的とする。
- (3) 仕様 消防庁予防課特殊災害室において配付

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の資格等級A、B又はCに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 総務省及び他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (5) 入札説明書に定める提出物を提出し、支出負担行為担当官が書面による審査の上、応募者の条件に適合すると判断した者であること。

3 入札の条件

- | | |
|----------------------|---------------------------------------|
| (1) 入札において使用する言語及び通貨 | 日本語及び日本国通貨 |
| (2) 入札保証金及び契約保証金 | 免除 |
| (3) 契約書等作成の要否 | 要 |
| (4) 入札の無効 | 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札又は入札条件に違反した入札 |
| (5) 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（加算方式）とする。 |

提案書等の書類及び資料を添付して入札書を提出した入札者であって、上記2の競争参加資格の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価の最も高い者を落札者とする。

ただし、予決令第84条に該当する場合は、予決令第85条の基準（予定価格に10分の6を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は、当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない（調査の結果、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。）。

4 入札説明会開催の有無

入札説明会への出席を希望する者は、入札件名、会社名、出席予定者及び連絡先を令和元年6月3日（月）17時00分までに、入札説明書別紙により提出すること。

- (1) 日 時 令和元年6月4日（火）10時00分から
- (2) 場 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館 3階
消防庁危機管理センター
(3階 消防庁特殊災害室へ来ていただいた後、ご案内します。)
- (3) 入札説明会参加申込書提出先
消防庁予防課特殊災害室コンビナート保安係

5 入札説明書・仕様書の配付日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年5月28日(火)から令和元年6月17日(月)まで
平日午前9時30分から午後5時まで
- (2) 場 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館3階
消防庁予防課特殊災害室コンビナート保安係担当喜多村、千村

6 入 札

入札者の受付は、次の日時及び場所において行う。

- (1) 日 時 令和元年7月1日(月) 15時30分から
- (2) 場 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館3階
消防庁第一会議室

7 開 札

入札後、入札場所と同じ場所で行う。

8 再度入札

- (1) 開札後、各人の入札のうち、予定価格内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再入札を行っても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできないものとする。

以上

問い合わせ先

消防庁予防課特殊災害室 喜多村、千村

03-5253-7528